

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とすること。（第一条関係）

## 第二 認定こども園に関する認定手続等

### 一 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定

1 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができること。（第三条第一項関係）

(一) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

(二) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、保育の実施に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(三) 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(四) 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができること。（第三条第二項関

係)

(一) 次のいずれかに該当する施設であること。

(1) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(二) 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(三) 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

## 二 認定の申請

一 1又は2の認定を受けようとする者は、施設の名称及び所在地、施設において保育する保育に欠ける子どもの数及び保育に欠ける子ども以外の子どもの数等を記載した申請書等を都道府県知事に提出し

なければならぬこと。(第四条関係)

### 三 認定の有効期間

都道府県知事は、保育所に係る一 1 の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとし、保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより保育に欠ける子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならぬこと。(第五条関係)

### 四 情報の提供等

1 都道府県知事は、一 1 又は 2 の認定を受けた施設(以下「認定こども園」という。)において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要等についてその周知を図るものとする。(第六条

#### 第一項関係)

2 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。(第六条第二項関係)

## 五 名称の使用制限

何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこと。（第九条関係）

## 六 認定の取消し

都道府県知事は、認定こども園が一 1 又は 2 の認定の要件を欠くに至ったと認めるとき等には、認定を取り消すことができること。（第十条関係）

## 七 関係機関の連携の確保

1 都道府県知事は、一 1 又は 2 の認定又はその取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該認定又はその取消しに係る施設に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関に協議しなければならないこと。（第十一条第一項関係）

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないこと。（第十一条第二項関係）

## 第三 認定こども園に関する特例

## 一 学校教育法の特例

認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法の適用については、園務等に子育て支援事業を含むものとする。 (第十二条関係)

## 二 児童福祉法等の特例

1 第二の一1の認定を受けた市町村が設置する保育所については、入所を希望する保育に欠ける子どもすべて及び保育に欠ける子ども以外の子どもが入所する場合には適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する子どもを公正な方法で選考することができる。 (第十三条第一項関係)

2 第二の一1又は2の認定を受けた私立保育所に係る児童福祉法等の規定の適用については、次のとおりとすること。 (第十三条第二項から第八項まで関係)

(一) 保育の実施を希望する保護者は、申込書を入所を希望する保育所に提出するものとし、当該保育所はこれを市町村に送付しなければならないこと。この場合において、市町村は、当該申込書に係る子どもが保育に欠ける子どもに該当すると認めるときは、当該保育所にその旨を通知等すること。

- (二) 保育所は、入所を希望する保育に欠ける子どもすべて（第二の一の一の認定を受けた保育所にあつては、保育に欠ける子ども及び保育に欠ける子ども以外の子どもすべて）が入所する場合には適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する保育に欠ける子ども（第二の一の一の認定を受けた保育所にあつては、保育に欠ける子ども及び保育に欠ける子ども以外の子ども）を公正な方法で選考することができること。
- (三) 保育所は、正当な理由がない限り、（一）の通知に係る子どもの入所を拒んではならないこと。
- (四) 保育所における保育の実施に係る子どもの保護者は、当該保育の実施に要する保育費用を勘案するとともに当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該子どもの年齢等に応じて当該保育所の設置者が定める額を、保育料として当該保育所に支払わなければならないこと。
- (五) 保育所は、（四）の保育料の額を定めたときは、市町村長に届け出るものとし、市町村長は、届け出られた保育料の額が（四）に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができること。
- (六) 保育所における保育の実施に要する保育費用から保育料に相当する額を控除した額を、市町村の支弁とすること。

(七) 保育所は、(二)により入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をするとともに、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこと。

3 市町村は、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合においては、当該保育所について、その新設等に要する費用を補助することができること。(第十四条関係)

三 私立学校振興助成法の特例  
認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人で私立学校振興助成法の規定により補助金の交付を受けるものについては、五年以内に、当該幼稚園が学校法人によって設置されることを要しないものとする。 (第十五条関係)

第四 罰則  
第二の五に違反した者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第十六条関係)

第五 附則



一 この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。（附則第一項関係）

二 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第二の五は、この法律の施行後六月間は適用しないこと。（附則第二項関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

（附則第三項関係）